

平成25年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総務部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
事業課	近江冬の陣場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年10月10日	各ボートレース施行者	15,429,439	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	近江米カップ場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年10月10日	各ボートレース施行者	58,602,263	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	激闘!!関ヶ原決戦～東西対抗戦～場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年10月22日	各ボートレース施行者	40,722,863	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	日本モーターボート選手会会長杯2013年末ファイナル場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年10月22日	各ボートレース施行者	40,722,863	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	報知新聞社杯争奪第30回びわこ王座決定戦場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年10月31日	各ボートレース施行者	28,806,774	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	びわこマイスター決定戦場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年11月27日	各ボートレース施行者	22,832,567	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	スポニチ創刊65年記念第38回八景賞～オール近畿戦～場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年11月18日	各ボートレース施行者	18,931,530	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	GⅡ秩父宮妃記念杯場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年12月9日	各ボートレース施行者	302,014,360	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2